2025年７月７日

各　位

会社名　　ユニプレス株式会社
代表者の　代表取締役　社長執行役員
役職氏名　浦　西　信　哉
(コード番号　5949　東証プライム市場)
問い合　　常務執行役員
わせ先　　渡　辺　正　樹
電　　話　045－470－8755
HPｱﾄﾞﾚｽ　https://www.unipres.co.jp/

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）	払込期日	2025年８月６日
（２）	処分する株式の種類及び数	当社普通株式310,959株
（３）	処分価額	１株につき990円
（４）	処分総額	307,849,410円
（５）	処分予定先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） ４名　82,556株 当社の執行役員（※）　10名　80,512株 当社の使用人　34名　99,315株 当社子会社の取締役及び使用人（※）　13名　48,576株 （※）当社の執行役員と当社子会社の取締役を兼務する者は、当社の執行役員に含めております。
（６）	その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的及び理由

当社は、2022年６月23日開催の当社第83回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額２億円以内として設定すること及び対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は22万５千株を上限とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、対象取締役に対する当社第86回定時株主総会から当社第

87 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬並びに当社の執行役員、使用人、当社子会社の取締役及び使用人に対する第 87 期事業年度（2025 年４月１日から 2026 年３月 31 日）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人（以下、「割当対象者」という。）61 名に当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権合計 307,849,410 円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 310,959 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

３．割当契約の概要

①　譲渡制限期間

2025 年８月６日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

②　譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③　譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者が当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日）まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2025 年７月（割当対象

者が当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の場合には、2025 年４月）から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④　株式の管理に関する定め

割当対象者は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤　組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2025 年７月（割当対象者が当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の場合には、2025 年４月）から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果１を超える場合には１とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年７月４日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 990 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上